

『光武帝の宣帝観 — 補論 —』

史学・文化財学科非常勤講師

中川 祐志

一、序章

建武十九年正月、光武帝は宣帝に中宗の廟号を追尊し、光武帝が国家的規模で宣帝に中興之主に名君像の固定化を行なっている。私は、先稿で追尊の理由として、宣帝が成し得た皇帝親政を評価してであったことを明らかにした⁽¹⁾。

周知のように、中国社会は始皇帝が皇帝号を名乗って以降、一九一一年の辛亥革命で清王朝が滅亡するまで、皇帝を頂点とする国家体制が継続する。歴代王朝の各皇帝は、皇帝自らが政事を決裁する政治指導を目標とし、その実現を模索していく。結果、皇帝親政を実現した宣帝を皇帝の理想像として評価したと考える大過あるまい。これこそ、宣帝が歴代皇帝に名君と評価された要因の一つであろう。

しかし、皇帝親政を実現した宣帝が名君であると認められても、中興の主であると認めてよいのか、との疑問が残る。光武帝のように、一度滅亡した王朝を再び建国するなど、現実的に目に見える功績を挙げれば、中興の主として認識することは容易である。しかし、宣帝の場合は、一王朝内でのことであり、光武帝のように明確に目

に見える功績ではない。

したがって、一つの仮説を立ててみた。光武帝は前漢諸帝の政治施策を意図的に踏襲することで、前漢王朝からの連続性を示そうとした、と前提を立てる。そのうえで、前漢皇帝十三人のうち、法文を重視した宣帝に着目し、彼の政治思想を自身の模範とする。そのため、光武帝は宣帝を名君として祭り上げることにより、自身の政治方針や政事施策の潤滑化を図り、かつ政策の正当性を示そうとしたのではないかと。

この仮説に基づいて、本稿を展開していこう。

二、先行研究

狩野直禎氏⁽²⁾が後漢期の専著を出版されて以来、渡邊義浩氏⁽³⁾や東晋次氏⁽⁴⁾が相次いで後漢期の専著を出版された。これを契機として、後漢期を主体とした研究論文が多く見られるようになってきた。

周知のように、後漢王朝は儒教思想を色濃く反映する王朝であることは、先行研究によって明らかにされている。この儒教思想は、国家の政治戦略のみならず、官僚人事や官制組織、または皇帝から一般庶民の日常生活に至るまで影響を与えていく。後漢王朝の建国者光武帝が、儒教思想の識緯説に基づいて皇帝に即位したことにも、その影響力は見て取れよう。

この後漢期の政治思想について、渡邊義浩氏は「吏治」から「寛

仁」を尊重する支配形態へと移行が行なわれたと説明される。氏は、「吏治」と「寛治」について、次のように定義される。

- ・ 吏治：豪族の不法を弾圧し、豪族を排除する支配形態。
- ・ 寛治：在地社会における豪族層の規制力を利用する支配形態。

この政治思想の変化について、光武帝・明帝は「吏治」を尊重する政治が行なわれ、章帝・和帝以降は「寛治」が推進されたと主張されている。背景として、章帝建初三年に行なわれた白虎観会議で後漢期の儒教が確立された結果、後漢国家の儒教を媒介とした「寛治」の支配が確立されたと説明されている。

この渡邊氏の説明によれば、少なくとも、初代光武帝期と二代明帝期は、豪族を抑圧した時代であり、章帝以後の後漢政權と異なる時代であったことになる。渡邊氏の説明は、光武帝が宣帝の政治施策を模倣したとする私の仮説の大きな根拠となつてこよう。

近年、伊藤浩志氏が宣帝と光武帝の関係についての論文を発表され、私と同じ仮説を立てられている^{五)}。氏は、『東観漢記』卷二顕宗孝明皇帝の条文を引用し、光武帝は宣帝を模範にしていたと説明される。氏の考えは、私の考える光武帝像と似ているが、細かい点では異なる点が見られる。この点について、次項の冒頭で論点の違いを明らかにしたい。

三、光武帝の前漢皇帝観

私は先稿にて、伊藤氏と同様、光武帝が宣帝を模範にしたと考え

た。しかし、氏と私の意見には、光武帝の宣帝に対する考え方に、微妙な違いが見られる。氏は、『東観漢記』卷二顕宗孝明皇帝の条文を引用されている。論の展開上、本稿でも該当箇所を抜き出し、検討してみたい。

世祖、前世の權臣の太盛、外戚の預政、上は明主を濁し、下は臣子を危うくするを閔傷す。漢家の中興、宣帝の法を取るを惟い、建武に至るも、朝に權臣・外戚無し。

先ず、傍線部の条文の読み方であるが、氏は「ただ宣帝だけを模範とした」と意識を付されている。氏の意識から考えれば、「法を「のつとる」と訳され、傍線部を「ただ宣帝の法に取り」と書き下していると考えられよう。この箇所について、私は、「宣帝が法を重視した」と意識し、「宣帝の法を取るを惟い」と書き下すのが妥当であると考ええる。この場合、「に」と「を」の一字の違いであるが、意味的には大きな違いを持つてくる。したがって、次にこの点について検討しよう。

氏は傍線部の意識にしたがつて、光武帝が宣帝を「前代までの数多の名君たちの中でただ一人選ばれた」皇帝と説明されている。この氏の指摘に対して、私は光武帝が漢王朝再興を標榜し、王朝建国の正当性に行っていたことから、古代の殷や周の天子に自らの模範を求めるよりも、前漢王朝の皇帝の中から求める必要があったと考ええる。すなわち、光武帝は高祖以下前漢十一代の皇帝^{六)}に模範を求めることで、自身の正当性を強調する必然性があったのではなからうか。そして、光武帝は前漢王朝の各政策や各制度を継承すること

で、漢王朝の再興をより強く示そうとした、と仮定できよう。

私の考えかたに大過ないとすれば、渡邊氏の研究内容に合致してくる。上述したように、氏は後漢期の政治動向が「吏治」から「寛仁」を尊重する支配形態へと移行しており、光武帝期が「吏治」を重視した時代であったと説明されている。「吏治」を重視するとは、法文に基づく政事であり、『東觀漢記』の「惟宣帝取法」の内容と一致する。また、『漢書』宣帝紀の贊には、「信賞必罰、綜核名實」と書かれていることにも注意すべきであろう。『漢書』が後漢代初期に編纂された史料であると考えれば、当時の宣帝観が反映されていることも考えられるが、それ以上に、光武帝や明帝が意図的に編纂されたとも考えられる。

このように考えれば、光武帝は前漢十一帝の中から自身の目標となる皇帝像を求めるに、「法」を重視したとされる宣帝に着目する。そして、宣帝の治世の評価を高める必要が生じ、結果、後漢王朝の正統性を目して、国策の一環として編纂されていた『漢書』にて、意図的に宣帝の治績を高め、理論的な根拠を確立させていく。そのうえで、建武十九年に宣帝へ中宗と廟号を追尊することで、具体的に目に見える形で宣帝の評価を高めたと考えられよう。

では、なぜ建武十九年なのか。この点については、先稿でも述べたが、『統漢書』祭祀下宗廟篇には、建武十九年について「盜賊討ち除き、戎事、差く息」んだ年との条文が見られる。このことから、光武帝が宣帝を名君化し、彼の政治思想を模倣することにより、建武十九年の国政運営から安定期の国政運営へとシフトチェンジを意

図したもので、自身の施政方針を示したと考えられよう。

だが、『後漢書』の光武帝紀を管見するに、光武帝は宣帝のみを模範としたのではなく、状況に応じて前漢諸帝の政事施策を使い分けていたことが見て取れる。このことは、大きな意味を持つ。

四、光武帝の宣帝利用

本稿末に光武帝期に發布された詔令を纏めた表を付した。この表は、『後漢書』光武帝紀から抽出した詔令が、前漢諸帝にて行なわれた政策であったかを比較した表である。この表から、光武帝が行なった政策の多くが、前漢からの故事、もしくは各皇帝の政策を模倣している。そのうえで、前漢期に行なわれた政治施策の殆どが文帝期に端を発していることも理解できる。しかし、光武帝は文帝ではなく、宣帝を自身の目標として選んでいる。この理由について、私は宣帝と光武帝の間に、共通点が多いことに答えを求めたい。

両者の大きな共通点として、本来、両者とも皇帝に即位できる人物ではなかったことであろう。宣帝は武帝の長子劉洵の孫である。劉洵は三十一年の長期にわたり武帝の皇太子として信任されていたが、征和二年七月、巫蠱の乱の首謀者として息子の史皇孫と自殺する。宣帝自身も生後数ヶ月であったが、誅罰されるところを助けられた経緯がある。光武帝もまた、族兄の劉玄(更始帝)や実兄の劉縯がおり、そのうえ景帝の傍系で南陽に居住する一豪族に過ぎなかった。したがって、前漢中・末期、宣帝から平帝、そして、王莽

が擁立した孺子嬰は全て宣帝の血統であったため、光武帝は劉氏宗家の直系ではなかった。したがって、両者とも皇位継承権は皆無に近かった。

このことは、大きな意味を持つ。すなわち、宣帝にしても、光武帝にしても、皇帝即位当初、自身の権力や權威は弱かったと考えられる。結果、両者は自身の皇帝即位の正当性を主張し、権力や權威を強化する必要に迫られていた。

次に、両者が皇帝に即位した要因にも類似点が見られる。すなわち、両者の即位には、儒教思想の影響が見逃せないことである。

武帝の遺命を受け、昭帝期に国政を専権していた霍光により、宣帝は皇帝に擁立されている。霍光の儒教思想について、『漢書』を管見するに、昭帝の始元五年正月の衛太子詐称事件^(七)や、始元六年二月の塩鉄会議で霍光が賢良・文学を保護^(八)していたことが、多くの研究論文で明らかにされている。この二例から理解できるように、霍光は非常に儒教の経義を重視していたことが読み取れよう。そして、儒教思想が昭帝期以降の皇帝の擁立や廃位に大きな影響をもたらしてくることは見逃せない。

元平元年四月、昭帝が二十歳で病死する。昭帝の病死には問題はないが、問題なのは後継者がいなかったことである。この後継者不在問題を解決するため、霍光は公卿達を集めて衆議を行ない、武帝の孫で昌邑王の劉賀を新皇帝に擁立する。しかし、霍光は僅か一月で劉賀を廃帝させる事件が起こした。この廃帝事件について、西嶋定生氏は、霍光を中心とする中央官僚と劉賀に近侍する昌邑国の

官僚の対立が表面化したものであると説明されている^(九)。この氏の説明は、非常に説得力があり、疑問の余地がないように思われる。そのうえで私が着目したいのは、劉賀を廃帝に追い込んだ公式な理由についてである。

『漢書』霍光伝には、劉賀の言動が淫乱・邪僻であり、廃帝させる理由を『礼記』・『詩経』・『春秋』等の内容から求めている。説明するまでもなく、『礼記』・『詩経』・『春秋』の三書は、儒教の重視すべき経義を記した書籍である。したがって、劉賀が廃帝された表向きの要因として、劉賀の言動や人となりが儒教の経義に適合していないことを最大の要因としていることになる。そのうえ、群臣たちも霍光の意見に同意していることにも注意すべきであろう。すなわち、劉賀の廃帝事件は、本質的には中央官僚と昌邑国官僚の対立であったろうが、建て前として儒教の教義に不適応としているのである。この劉賀の廃帝事件からうかがえることは、儒教の教義が皇帝の日常生活までも束縛しだしていることであろう。

そのうえ、儒教の経義が皇帝としての資質にも関係してくることも見逃せない。劉賀に代わって皇帝に即位する宣帝は、『詩』・『論語』・『孝経』を修得しており、この三書も説明するまでもなく、儒教の重視すべき経義を記した書籍である。そのうえ、宣帝を霍光に推薦した丙吉の言葉の中には、宣帝が「躬、節儉を行ない、慈仁にして人を愛す」人柄であるとも主張している。

この劉賀の廃帝、宣帝の皇帝擁立の事例から類推できることは、昭帝期以後、皇帝の資質として、儒教思想の修得と実践が加味され

できたことが表面化したと言えよう。

では、次に光武帝の事例について検討してみよう。建武元年四月、光武帝に皇帝への即位を求める諸將の上奏文には、『書経』・『論語』・『尚書』のエピソードが引用されている。これらのエピソードに促がされて、光武帝は皇帝即位を了承していく。そして、最終的に皇帝即位を決定させるのが『赤伏符』の内容である。『赤伏符』は図讖で預言書である。本来、神秘的要素を認めない儒教思想では、董仲舒が災異思想を導入するなど、大きな変化が武帝期から見られてくる。保科季子氏は、儒教思想が災異思想を導入したことにより、神秘化や予言化をもたらしたと説明されている^{〔十〕}。この新しく包摂された神秘性や予言性を最大限に活用したのが王莽であり、光武帝であった。『後漢書』光武帝の賛には、「靈慶既に啓く」とあり、「靈慶とは符讖を謂うなり」と注されている。このことから、『後漢書』の編者范曄も光武帝が讖緯説を重視していたと考えていたことなるう。

影山輝国氏は、災異思想を政事に導入したのが、宣帝期に丞相を勤めた魏相であると説明されている^{〔十一〕}。そして、この魏相こそが尚書の封書権を取り上げること上奏し、霍光死後の霍氏弱体化をもたらし、宣帝に親政の道筋を開いた人物である。このように、宣帝は儒教思想により皇帝へ擁立され、皇帝親政を成し得たといえよう。光武帝もまた、災異思想を取り入れた儒教思想により皇帝へ即位している。この宣帝や光武帝の事例から、皇帝の廢位や擁立、または即位も儒教思想に基づいていけば、臣下の立場でも可能となつ

てくる。結果、王莽の新王朝建国に見られるように、易姓革命の理論的根柢を与えることになった。

このように、儒教の教義が皇帝の日常生活までも束縛し始めたことは、西嶋氏が説明されるように、「儒家が「皇帝」をその思想内に包摂し、皇帝権力がこれを認容した時に、儒家の教説は国家の教理としての権威を与えられる^{〔十二〕}」ことになってきたことを意味する。すなわち、武帝期に国政の表舞台に登場した儒教思想は、霍光により劉賀の廢帝や宣帝の擁立など、皇帝の存否を左右する思想へと権威が与えられた。その結果、宣帝甘露三年に行なわれた石渠閣會議で、前漢儒教思想が確立したことに繋がっていく。詳らかに言えば、石渠閣の會議は、人口を膾炙して拡大していく儒教思想を今一度取り纏める必要性が生じ、下から圧力を受けて開催された會議であったとも考えられよう。

このことは、福井重雅氏が説明されているように、漢代の官僚の資質として、儒教思想は重要な要素の一つとなる^{〔十三〕}。だが、儒教思想の基本となるべき経義が、主観的・客観的な見方による解釈などにより、答えが一定していなければ、官僚登用において主催者・受験者双方に大きな混乱をもたらしかねない。

このように、儒教思想の権威が高まり、全ての面に影響をもたらした始めたことについて、宣帝が危惧していたことを窺えるエピソードが、宣帝と皇太子(後の元帝)の会話の中に見られる。

漢家、自ら制度あり、本々霸王道を以って之を雜す、奈何ぞ純じて徳教に任じ、周政を用ってせんやと。且つ俗儒は時宜に達せず、

好みて古を是とし今を非とし、人をして名實を眩ませ、守るべき所を知らず、何ぞ委任するところに足らんや。

そのうえで、「我が家を亂す者は太子なり」と、儒教思想に傾倒する元帝を憤怒している。このエピソードから、宣帝自身が儒教思想の持つ力を理解し恐れていたことが推測できよう。

上述したように、劉賀は言動が儒教思想の徳目に反するから廃帝され、宣帝は儒教の教養があるからこそ、大逆者の孫でも皇帝に即位できたのである。したがって、儒教思想に基づけば、皇帝の身分が臣下の手によって左右されることになる。そのうえ、宣帝自らが儒教思想を表立って批判したら、自身の皇帝としての正当性を失うことになる。しかし、儒教思想のもたらす危険性は身をもって認識している。その結果、「王霸雜揉」の政治思想へと繋がったのではなからうか。

好並隆司氏は、宣帝の儒教思想について、儒家を用いて霍氏の専権を抑制し、親政の補助に宦官と外戚を利用するなど、自身の権力強化のために利用しただけであったと説明されている^{三四}。氏の高説に従えば、宣帝は儒教思想を織り交ぜつつ、本質的には霸道主義、法家主義を政治の根幹に据えていたことになる。すなわち、「王」道より「覇」道を重視していたと言える。

では、宣帝を理想とした光武帝の政治思想はどのようなものか。建武十七年十月に光武帝の言葉として、「吾は天下を理むるも、亦た柔道を以って之を行わんと欲す」と書かれている。意識すれば、光武帝は武力を用いて天下を統一したが、治世方針は「柔道」にて

行なうことを宣言している。この「柔道」について、具体的な内容は不明であるが、私は臨機応変の政事であると考えたい。すなわち、「柔道」とは宣帝の「王霸雜揉」のように、儒家思想と法家思想を混合した政治形態ではなからうか。この柔軟な政治思想こそ、別表に見られるように、前漢諸帝の政策を模倣・踏襲しつつ、現状に応じてアレンジしていた事例からも窺い見ることができよう。

五、具体的事例

説明するまでもなく、政事施策は時代の現状に応じて行なわれるもので、このような性質を持つ政事施策の特質を、中興の功業を成し得た光武帝が知らなかったとは、とうてい考えられない。この政事施策の持つ特質を熟知したうえで、光武帝は前漢諸帝の故事に基づいて政事施策を模倣したのではなからうか。このことは、光武帝が前漢諸帝の故事を模倣することによって何らかの利益が生じたのであり、そしてその利益を得る意図があったと考えられよう。

後漢王朝が前漢王朝の官僚制や税制など、国家構造の全体を模倣していることは、言うまでもない。考えるに、光武帝は、前漢諸帝の政策を模倣するかの有無を論じるより、どのようにこれらを現状にあわせてアレンジするかが問題であったのではなからうか。光武帝の施行した政策のなかで、前漢期を通じて行なわれた政策を除いて、前漢諸帝独自の政策利用例は、高帝が二例、文帝が九例、景帝が四例、武帝が三例、宣帝が五例、平帝が二例と計二十五例が見ら

れる。その中で、詔の文言が変わっても内容的に似たものをピックアップすれば、十二例となる。内訳は、税制が一例、列侯関係が二例、軍隊関係が一例、官僚登用が一例、貨幣関連が一例、官制が一例、祭祀関係が二例、光武帝個人に関わるものが三例となる。これらの共通点を求めるなら、視覚的效果、または宣言効果が大きい政策であったことであろう。

たとえば、建武六年十二月の田租減税政策や、建武十六年の五銖銭の再利用などの例を検討してみよう。言うまでもなく田租は農作物に対する税制で、田租減税政策は農民に限定される施策と言えよう。この建武六年の田租減税政策について、狩野氏は「光武の意識の中には、直接の祖である景帝の作った例を重んじようという事が働いたのかも知れない」と説明されている^{〔五五〕}。氏は、光武帝が意図的に景帝の政事施策を模倣したと考えられており、これを詳しく言うならば、自身の皇帝即位の正当性を示す意図があったのではなからうか。

また、五銖銭の再利用は、武帝元狩五年の五銖銭発行と、武帝期に上林三官での統一的鑄造が軌道にのって以来、貨幣経済が社会の中に浸透していた^{〔五六〕}。しかし、王莽期に行なわれた貨幣政策により経済社会が大きく混乱していた。この貨幣経済を旧に復する意図があったと思われる。漢代の口賦(人頭税)は錢納である。よって、五銖銭の再利用は、商工業者や農民の便益を図った政策と言える。そのうえで注意すべきは、貨幣は国家が独占的に発行するもので、日常的に使用される要素を持つことである。このことから、貨幣を

五銖銭に復することは、光武帝が漢王朝の後継者であることを強烈に示す効果が期待できることであろう。

この五銖銭の再利用と同様に注目すべきは、爵制の復興であろう。王莽期に漢王朝の二十等爵制が廃止され、周代の五等爵制へ改制される。二十等爵制については、西嶋氏他多数の研究論文が発表されており、本稿で取り立てて扱うことはしないが、先行研究を纏めるならば、天子と一般庶民を個人的に結び付ける紐帶的役割を持っており、周代の「士」と「庶」を区分する機能は余り重視されていなかった。光武帝による漢王朝の二十等爵制の復活は、中央集権体制の再確立を意図していたと考える疑いようがなく、それ以上に漢家の伝統を重視した政策であったと言えよう。

このように、光武帝の政事施策を考えるに、前漢の諸政策を模倣することで、自身の正当性を意図的に示している。そのうえで、農民や商工層の人々の便宜を重視した政策を重視し、優先的に施行していると言えよう。

そのうえで注目すべきは、建武二十六年の寿陵の簡素化令である。建武二十六年の詔では、赤眉の衆が文帝の霸陵を盗掘していないと主張している。しかし、『漢書』王莽伝下には、「宗廟・園陵、皆な発掘され、唯だ霸陵・杜陵は完たり」と書かれており、文帝の霸陵と宣帝の杜陵のみが未盗掘であったとしている。すなわち、『後漢書』光武帝紀と『漢書』王莽伝の条文では、大きな異同が見られるのである。

この二つの条文から、次のようなことが考えられよう。すなわち、

『漢書』が編纂されたのは、後漢の光武帝や明帝期で、『後漢書』が編纂されたのは、五世紀の南朝の宋時代であった。氾曄が『後漢書』を編纂する時に、後漢諸帝の詔を参考にしたと考えられる。したがって、光武帝紀の建武二十六年の詔のほうに、当時の状況を伝えている。このことから、光武帝の詔に見られるように、文帝の霸陵は未盗掘であったが、宣帝の杜陵は盗掘されていたと考えられよう。しかし、『漢書』を編纂するうえで、杜陵を未盗掘にすることにより、建武二十六年の詔に見られる「太宗は終始の義を識り」と同様、宣帝の評価を高める効果を期待したのではなからうか。

そのうえで、薄葬令も実質的な効果を持つてくる。豪壮な皇帝陵を首都近郊に造営することは、巨大なモニュメントとして首都に居住する人々への視覚的效果は大きい。すなわち、風景を人工的に変更させることで、王朝の権力と権威を強烈にアピールすることとなり、土地と空間を支配することで、国造りをしていたとも言える。

前漢期、長安近郊に点在する前漢諸帝の陵墓は、新末・後漢初頭の動乱で盗掘されたうえで破壊されており、漢王朝の権威失墜という視覚的效果をもたらしている。そして、後漢王朝の権力が衰退し、再び皇帝陵の盗掘や破壊が大規模に行なわれたら、劉氏の権威の崩壊は明らかとなり、再度の隆盛は無理であるとの危惧が介在したのではなからうか。また、村本健一氏の説明では、前漢元帝期から陵邑への徙民は儒教思想に反するとして廃止されていたと説明されておられ⁴⁷⁾、陵園全体が小規模化していたことも考えられる。

したがって、陵墓の小規模化や簡素化は、前漢期からの一連の流

れて、光武帝の寿陵簡素化令に大きな影響を与えていたことは、論理の飛躍ではなからう。そのうえで、寿陵が小規模化すれば、徭役にかかる日数も少なくなり、徭役従事者の負担も少なくなる。いまだ建国間もない混乱期に、農民たちを休息させる目的もあつたとも考えられよう。すなわち、光武帝にしてみれば、一挙兩得の政策であつたと言える。

また、建武三十二年には、泰山封禪を行なっている。泰山封禪は、天子が天帝に天下統一を報告する儀式で、大規模な車馬の行列は、沿道の人々への視覚的效果は言うまでもない。そのうえで、光武帝は農繁期を避けて二月に泰山へと行幸しており、一定の配慮をしている。この泰山封禪は、他の政策と比べて、天子の威光を高める効果は非常に大きい。

これらの事例から考えて、光武帝は前漢諸帝の政策の中で、視覚的效果、宣伝効果の大きい政策は、そのまま踏襲していることが理解できる。すなわち、五銖銭の再利用や二十等爵制の復活、寿陵の簡素化、泰山封禪にしても、一大イベントの効果が見込まれ、これを大々的に喧伝することで、多くの人々に光武帝が漢王朝の正当なる後継者であることをアピールしたと考えられよう。現代のように、テレビやインターネットなど存在しない時代に、口伝だけで伝わる噂話は人口を介して徐々に拡大してゆき、その喧伝効果は想像もできないほど大きくなってくる。よって、光武帝は視覚的效果、宣伝効果を期待しつつ、前漢諸帝の政事施策を実行したと考えて、大過なからう。

六、結語

最後に、光武帝が文帝ではなく、宣帝を自らの模範とした本質について考えてみたい。答えを先に記すならば、光武帝が宣帝の政治思想を手本にしたからであろう。

文帝の政治思想を端的に示す言葉は、文帝紀の本文の中に見られないが、文帝紀の賛には「有不便輒弛以利民」と書かれている。先行研究で明らかにされているように、文帝期は、文帝以下高級官僚の多くが黄老思想を重視していた時代であったことから、賛に見られる「有不便輒弛以利民」とは、文帝の政治思想と考えるとよからう。そのうえで、漢家の伝統と言われる政治施策の大多数が、文帝に端を発していることに注意しなければならぬ。説明するまでもなく、光武帝期は儒教が国家の基礎となっており、黄老思想を重視した文帝の政治思想が、そのまま適合したとは考えにくい。よって、光武帝は文帝の政治思想が後漢初期の社会状況に適合しなかったからこそ、文帝ではなく、皇帝親政を成し得た宣帝を選んだのではなからうか。そして、編纂中であつた『漢書』の中で、宣帝の治政を意図的に高めることで、宣帝を模範とする理論的根拠を得ようとしたのであろう。

そのうえで、光武帝は建武十九年正月に宣帝へ「中宗」と廟号を追尊する。宣帝への廟号追尊は、宣帝Ⅱ中宗、中宗Ⅱ中興之主、中興之主Ⅱ名君というイメージを持たせるため、諸政策と同様、視覚的效果、宣伝効果を期待してのことであろう。

また、王道より覇道、すなわち、儒教思想より法家思想を重視した宣帝の政治思想である「王覇雜揉」を「柔道」にアレンジすることにより、政事施策と同様、漢家の伝統を尊重しつつ、時代に応じた政治思想に変化させ、自身の正当性を主張したと考えると大過なからう。

註

- (一) 拙稿「光武帝の宣帝観」（別府大学史学研究会『史学論叢』第四十二号、二〇一一年三月）
- (二) 狩野直禎『後漢政治史の研究』（同朋舎出版、一九九三年二月）
- (三) 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』（雄山閣出版、一九九五年二月）
- (四) 東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五年十一月）
- (五) 伊藤浩志「『漢書』・『漢紀』における宣帝の序列変化とその意味」（『哲学』第六十三集、二〇一一年）
- (六) 本来、高祖劉邦から平帝まで十三人が皇帝に即位している。しかし、『後漢書』光武帝紀では、建武二年正月・同六年四月・同十年八月・同十八年三月・同二十二年閏月の計五回、「十一帝神主」や「遂有事十一陵」と書かれている。このことから、高后期に即位した少帝恭・少帝弘を皇帝として数えていなかったと考えられる。
- (七) 巫蠱の乱で自殺した衛太子と主張する人物が京師に現れた時、多くの群臣が判断に苦慮した。その時、京兆尹雋不疑がその人物を捕縛し詐称を明らかにする事件が起きた。この詐称事件をうけて、霍光は「公

卿・大臣は、當に經術有り、大誼に明らかなる者を用いるべし」として、經術の重要性を主張している。

(八) 西嶋定生 「武帝の死 — 「塩鉄論」の政治的背景 —」(『古代史講座』十一卷、学生社、一九六五年十月十五日) 他多数

(九) 前掲註八参照

(十) 保科季子 「漢代における「道術」の展開 — 經学・讖緯・術数 —」

『史林』第八十三卷第五号、二〇〇〇年九月

(十一) 影山輝国 「漢代における災異と政治 — 宰相の災異責任を中心に —」(『史学雑誌』第九十卷第八号、一九八一年八月)

(十二) 西嶋定生 『秦漢帝国』(講談社学術文庫、二〇〇五年二月二十一日第五版)

(十三) 福井重雅 「漢代賢良方正科考」(『東洋史研究』第四十三卷第三号、一九八四年十二月)

(十四) 好並隆司 「前漢後半期の古制・故事をめぐる政治展開」(『別府大学大学院紀要』三号、二〇〇一年三月)

(十五) 前掲註二 一四六頁参照

(十六) 『漢書』食貨志では、前漢の五銖錢鑄造量は、武帝の元狩五年から平帝の元始年間までの約一二〇年間に総額「二百八十億萬餘」と記載されている。この点について、佐原康夫氏は「漢代の貨幣経済と社会」

(汲古叢書三十一『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇二年二月)では、「前漢代の貨幣制度は、秦の半兩錢から幾多の試行錯誤を経て、名目と重量の一致した五銖錢を、中央政府が独占発行することによって初めて安定した」と説明されている。

(十七) 村本建一 「前漢皇帝陵の再検討 — 陵邑、陪葬の変遷を中心に —」(『古代文化』VOL五十九、二〇〇七年二月)

光武帝期政治施策

	年数	全上古秦漢三国六朝文	内容	故事	
1	2年正月	差録功臣詔	功臣の列侯封建	高帝	△
2	〃 3月	赦詔	刑法削減	文帝	△
3	〃 5月	禁拘執詔	人身売買の無効化		
4	〃 12月	復宗室列侯子孫詔	王莽に廃された劉氏の復権	宣帝	△
5	3年7月	冤吏罪詔	刑法改革	通期	☆
6	5年5月	憂旱詔	囚人解放	通期	△
7	6年正月	給廩詔	恤民政策	通期	☆
8	〃 5月	赦隗囂所誅誤及遭赤眉難者詔	隗囂や赤眉に与した者の赦免		
9	〃 6月	省減吏員詔	郡国の官僚の人員削減政策	景帝	△
10	〃 10月	因日食詔	官僚の人材登用政策	通期	☆
11	〃 11月		王莽期の漢法に該当しない囚人の釈放	文帝	△
12	〃 12月	田租三十税一詔	田租減税政策	景帝	○
13	〃 不明		始めて列侯を封国に行かせた	文帝	○
14	7年正月	赦殊死以下詔	囚人解放	通期	
15	〃 〃	薄葬令	葬儀の簡素化	宣帝	△
16	〃 3月	罷輕車騎士等詔	軍団の解体	高帝	○
17	〃 〃	日食求言詔	官僚の綱紀肅正と諫言上奏	文帝 元帝	○
18	〃 4月	挙賢良方正詔	官僚の人材登用政策	通期	☆
19	〃 5月	禁拘制奴婢下妻詔	人身売買の無効化	文帝	△
20	11年2月	禁殺奴婢詔	奴婢殺害に対する減刑廃止	文帝	△
21	〃 8月		奴婢に対する灸灼禁止	文帝	△
22	〃 10月		奴婢が傷害事件を起こしたさいの棄市律の廃止	文帝	△
23	12年3月	免隴蜀民為奴婢者詔	隴・蜀郡の略奪された奴婢解放	文帝	△
24	〃 8月	察挙詔〔『続漢書』百官志一〕	官僚の人材登用政策	通期	☆
25	〃 不明	詔辺吏	辺境の吏に対し逗留の法廃止		
26	13年正月	禁郡国献異味詔	郡国からの献上品の禁止	文帝	○
27	〃 2月	改長沙王等為侯詔	封国が廃絶された侯の再封建	宣帝	○
28	〃 〃		西京の13国を省併		
29	〃 12月	免益州民為奴婢者詔	益州の奴婢を解放	文帝	△
30	14年12月		益・涼州の奴婢を開放	文帝	△
31	15年3月		輿地図の作成		□
32	〃 6月	検核州郡墾田及戸口詔	戸数と口数と年齢の調査		□
33	16年10月		郡国の大姓・兵長・群盗への対策令		
34	16年不明		五銖銭の再利用	武帝	○

	年数	全上古秦漢三国六朝文	内容	故事	
35	18年4月	罽𤣥郡盜殺罪詔	罽𤣥郡の内郡化へ		
36	〃 不明		州牧制やめて、刺史を置く	武帝	○
37	19年正月	廟祭詔〔『統漢書』祭祀志下〕	宣帝に廟号追尊、廟数整理	景帝 宣帝 平帝	△
38	〃 6月	立皇太子	皇太子の交代	景帝	○
39	22年9月	地震詔	災害対策	通期	☆
40	〃 不明		罽𤣥郡の亭候の吏卒を廃止		
41	24年7月		藩王に阿附する法を申明		
42	26年正月	詔増百官俸	千石以上は減俸、六百石は増俸	宣帝	△
43	〃 4月	營壽陵詔	壽陵の簡素化	文帝	○
44	〃 5月	行禘祫祭詔		平帝	△
45	27年5月	二府去大詔	官名変更	通期	△
46	28年10月	減死罪詔	死罪囚の減刑	通期	△ ☆
47	29年2月		恤民政策	通期	△ ☆
48	29年4月	減罪詔	減刑政策	通期	☆
49	30年5月		恤民政策	通期	△ ☆
50	〃 不明	拒群臣請封禪詔			
51	31年5月		恤民政策	通期	△ ☆
52	〃 9月		死罪囚の減刑	通期	△ ☆
53	32年3月		泰山封禪	武帝	○
54	元年不明		明堂・靈臺・辟雍、北郊兆域の建設	平帝	○
55	〃 〃		図讖を天下に宣布		
56	2年正月		北郊を立て、后土を祀る	武帝	△
57	〃 2月	遺詔	薄葬令	文帝	○

※前漢諸帝の政策を変更せずに踏襲したものには○を、踏襲しつつ光武帝がアレンジしたものには△を、文帝期に始めて行なわれ前漢期通年を通して施行された政策には☆を、また、『漢書』の本紀の条文では確認できないが、おそらく行なわれていたであろう施策には□を付した。